

岐阜県後期高齢者医療広域連合における
障がい者活躍推進計画の取組の実施状況

岐阜県後期高齢者医療広域連合では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、「岐阜県後期高齢者医療広域連合における障がい者活躍推進計画」を策定・実施しています。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、障がい者活躍推進計画の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表します。

令和 4 年 11 月 15 日

岐阜県後期高齢者医療広域連合長 柴橋 正直

1 評価年度
令和 3 年度

2 取組内容の実施状況

(1) 相談体制の整備

障がい者雇用推進員として、総務課長を選任しました。

(2) 管理職員との面談による合理的配慮の提供

障がい者である職員の在籍がないため、特段の検討は行いませんでした。

(3) 非常勤職員の募集及び採用

非常勤職員の採用選考に当たり、障がい者の応募はありませんでした。

(4) 職員研修の実施

令和 3 年 11 月 18 日に、障がい者に関する理解促進及び啓発を図るため、外部機関による職員研修を実施しました。

(5) 物品等の優先調達

障がい者就労施設へ事務用品の発注を行いました。

3 「取組内容の実施状況」に対する点検結果

令和 3 年度は、前年度に実施できていなかった職員研修及び物品等の優先調達を実施しました。次年度以降も、障がい者活躍推進計画に基づく取り組みを進めていきます。